【訪問介護および訪問型サービス】利用料と利用者負担額について

令和4年4月1日 現在

1. 訪問介護

サービスを利用した場合の「基本利用料」は下記のとおりです。お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおりになります。(<u>※負担割合1割~3割まであります</u>) ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いた

だきます。また、減額認定証がある場合は、減額内容に記載された給付率を適用します。

身体介護 負担割合1割の場合

区分	20 分以上	30 分以上	1 時間以上	1 時間 30 分以上
	30 分未満	1 時間未満	1 時間 30 分未満	(30 分増すごとに)
基本料金	250円	396円	579円	84円を追加

身体生活(身体介護に引き続き、生活援助を行う場合) 負担割合 1割の場合

区分		生活援助			
		30 分未満	60 分未満	80 分未満	
身体介護	20 分以上 30 分未満	3 1 7 円	384円	451円	
	1時間未満	463円	530円	5 9 7円	
	1 時間 30 分未満	6 4 6円	713円	780円	
	2時間未満	730円	797円	864円	
	2 時間 30 分未満	814円	881円	948円	
	3 時間未満	898円	965円	1,032円	
	3 時間 30 分未満	982円	1,049円	1,116円	
	4 時間未満	1,066円	1,133円	1,200円	
	4 時間以上	※その都度ご確認ください。			

生活援助 負担割合 1割の場合

区分	20 分以上 45 分未満	45 分以上
基本料金	183円	225円

2. 第一号訪問事業(訪問型サービス)

サービスを利用した場合の「基本利用料」は下記のとおりです。お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおりになります。(※負担割合1割~3割があります)

ただし、秋田市の給付サービスの支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。また、減額認定証がある場合は、減額内容に記載された給付率を適用します。

区分	第一訪問事業		
E 23	訪問型サービス(I)	訪問型サービス(Ⅱ)	訪問型サービス(Ⅲ)
基本料金/1カ月あたり	1,176円	2,349円	3,727円

※訪問サービスA (利用者負担金):回数払い225円/回、要支援1・2 事業対象者 ※ケアプランのとおり、利用した場合は月額報酬とします。

利用者の都合でのキャンセルや祝日は当事業所の訪問がないため回数払いの請求とします。

3. 加算(利用者負担分)

加算項目	加算料金
(ア) 初回加算	1カ月あたり 200円/月
(イ)生活機能向上連携加算	1カ月あたり 200円/月
(ウ)介護職員処遇改善加算	((月のサービス利用負担の合計 +(ア)+(イ))×13.7%(小数点以下四捨五入)
(工) 介護職員等特定処遇改善加算	月のサービス利用負担の合計 × 4.2% (小数点以下四捨五入)

^{※(}ア)(イ)は適用した場合のみ加算されます。

4.割り増し、減額等

上記1、2の基本料金に対する割り増し、割引きは次のとおり

(ア) 早朝(6:00~8:00) 25%増し

夜間(18:00~22:00) 25%増し

深夜(22:00~6:00) 50%増し

- (イ) サービス提供にあたり2人で訪問する必要がある場合は、2人分の加算となります。
- (ウ) 軽減確認証が発行されている方は、記載されている割合で利用者負担が減額されます。

5. その他の経費

- ・訪問介護等利用の際に、通院介助等の同行に伴う移動のための交通費実費などサービス提供 に係る必要な経費実費を負担していただきます。なお、これらの経費が関わる場合はその都 度いただきます。
- ・サービス実施のために必要な水道・ガス・電気代等は利用者負担といたします。

6. 介護保険外サービス

・介護保険外のサービスとなる場合

「サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む」には、全額自己負担となります。

・介護保険外のサービスとなる場合

ケアプランを作成する際に介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。

【社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 秋田市社協ホームヘルパー事業所】

住所: 〒010-0976 秋田市八橋南1-8-2

電話: 018-866-1343 FAX: 018-866-1368

【社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 秋田市社協ホームヘルパー河辺出張所】

住所:〒019-2625 秋田市河辺北野田高屋字上前田表66-1

電話: 018-881-1205 FAX: 018-882-3467

^{※「}訪問型サービスA」を利用されている方は(ア)初回加算のみ該当します。